

平成30年度予備費予算 被災地域販路開拓支援事業 小規模事業者持続化補助金

公募開始!

平成30年7月豪雨により被災（直接的・間接的）された小規模事業者の皆様を支援するため、事業再建に向けた経営計画に基づく、販路開拓等に取り組む費用の2/3を補助します。

補助上限：200万円

〔注〕岡山県は上記に加え別途1/12の補助があり、合計3/4の補助率となります(補助上限225万円)
○補助対象経費160万円の支出の場合は120万円、また補助対象経費400万円の場合には、3/4は300万円となりますが、補助する金額は、補助上限の225万円となります。

▽ 補助事業対象者

平成30年7月豪雨で被災した、製造業、その他の業種に属する事業を主たる事業として営む
商工業者（会社及び個人事業主）であり、常時使用する従業員の数が20名以下の事業者であること。 ※商業、サービス業（宿泊業・娯楽業は除く）に属する事業を主たる事業として営む者については、5人。

▽ 募集期間

受付開始：平成30年8月21日（火）

第1次受付締切：平成30年 **9月7日（金）** [当日消印有効]

第2次受付締切：平成30年 **10月5日（金）** [当日消印有効]

▽ 補助対象となり得る取り組み ※災害復旧のみは対象になりません

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">①販促用チラシの作成・配布②マスコミ媒体での広告・ウェブ広告③ネット販売システムの構築④商談会、見本市等への出展⑤商品パッケージの改良 | <ul style="list-style-type: none">⑥機械装置の購入
(目的外使用がない汎用機器を含む)⑦移動販売、出張販売等の車の調達⑧店舗改装
(小売店のレイアウト改良・飲食店の店舗改修を含む)⑨販促品の調達、配布 など |
|---|---|

申請方法

★ご相談は、岡山西商工会へ★

(吉備293-0454、高松287-5588、足守295-1837)

- 申請に際しては、経営計画書の作成と最寄りの商工会による確認が必要となります。
- 商工会では、経営計画作成に関するご相談も受け付けております。お気軽にご相談ください。

申請書の提出先

岡山県商工会連合会
小規模事業者持続化補助金事務局



▽お問合せ先・対応時間

TEL:086-238-5666 FAX:086-222-1672
9:00~12:00/13:00~17:00 (土日祝日除く)

<http://www.okasci.or.jp/~keieishien/>

※公募要領は上記ホームページ内の公募情報からダウンロードできます。

岡山県商工会連合会 経営支援

検索

岡山市の復興支援

平成30年7月豪雨により被災された中小企業者・小規模事業者の皆様に対して、**事業の復興**に向けた各種支援策を創設しました。

① 復興支援補助金

岡山市小規模事業者復興支援補助金で

20万円
(補助金)

小規模事業者「持続化補助金」の補助対象とならない備品・什器類等の購入費を支援します

制度概要

受付期間：平成30年8月21日(火)～平成30年10月5日(金)

- 小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって経営計画を策定し、復興に取り組む費用を支援します。本補助金は、国の「被災地域販路開拓支援事業」(小規模事業者「持続化補助金」)と連動して実施します。

※交付決定前に実施した事業にも認められる場合があります。

対象者

●以下の要件をすべて満たす小規模事業者

- ①岡山市内で事業を行っている小規模事業者
- ②豪雨災害により直接被害を受け、岡山市長から災証明を受けた小規模事業者
- ③商工会・商工会議所の支援を受けて復興に取り組む小規模事業者
- ④国の「被災地域販路開拓支援事業」(小規模事業者「持続化補助金」)の申請が受理された小規模事業者

条件等

- 補助率：1 / 2
- 補助上限額：20万円
- 対象費目：国の「被災地域販路開拓支援事業」(小規模事業者「持続化補助金」)の対象とならない備品・什器類 *長期間にわたりその形状を変えずに繰り返し使用できるすべての備品・什器類 *原材料や製品・商品については対象となりません

■お問い合わせは各商工会・商工会議所へ(裏面お問い合わせ先参照)

② 金融支援

岡山市経営安定資金融資は

実質金利0%
(当初3年間)

被害を受けた中小企業者の資金繰りを支援します

制度概要

取扱期間：平成30年7月30日(月)～平成31年3月29日(金)

- 被害を受けた中小企業者が、経営安定のために必要とする資金の融通を円滑にするとともに、融資利率を3年間当市が補助します。

対象者

- ①岡山市内で事業を行っている中小企業者
- ②豪雨災害により直接被害を受け、岡山市長から災証明を受けた中小企業者

融資の条件

- 資金の用途：災害の復旧に要する運転資金及び設備資金
- 貸付限度額：1,500万円 ●融資期間：10年以内(措置期間1年以内を含む)
- 融資利率：現在の金利(変動金利) 1.41% → 0%(当初3年間岡山市が負担)
- 保証利率：年0.6%(セーフティネット4号の場合)、年0.25%～1.56%(その他)
- 取扱い金融機関：市内金融機関(詳細はホームページをご参照ください。)

■お問い合わせ先は岡山市 産業振興・雇用推進課 中小企業振興室へ(裏面お問い合わせ先参照) 裏面あり

③ 金融支援

日本政策金融公庫の

平成30年7月豪雨特別貸付は

被害を受けた中小企業者の資金繰りを支援します

実質金利0%
(当初3年間)

特別貸付の対象者

受付開始 平成30年8月24日(金)～

- ①災害救助法が適用された11府県において直接被害を受けた中小企業・小規模事業者

利子補給の対象者

- ①岡山市内で事業を行っている中小企業者・小規模事業者
②豪雨災害により直接被害を受け、岡山市長から災証明を受けた中小企業者・小規模事業者

参考(特別貸付の金利等)

貸付限度額：中小企業者1億円、小規模事業者3,000万円

融資利率：中小企業0.26%→0%、小規模事業者0.46%→0%(当初3年間岡山市が負担)

■お問い合わせは日本政策金融公庫岡山支店へ(下記お問い合わせ先参照)

④ 金融支援

日本政策金融公庫の

西日本豪雨災害マル経は

被害を受けた中小企業者の資金繰りを支援します

実質金利0%
(当初3年間)

対象者

受付開始 平成30年8月24日(金)～

商工会議所、商工会又は都道府県商工会連合会の実施する経営指導(原則、6ヶ月以上)を受けている小規模事業者(原則、1年以上の所在)であり、商工会議所又は商工会等の長の推薦を受けた者

利子補給の対象者

- ①岡山市内で事業を行っている小規模事業者
②豪雨災害により直接被害を受け、岡山市長から災証明を受けた小規模事業者

参考(特別貸付の金利等)

貸付限度額：1,000万円(別枠)

融資利率：小規模事業者0.21%→0%(当初3年間岡山市が負担)

■お問い合わせは各商工会・商工会議所へ(下記お問い合わせ先参照)

お問い合わせ先

■①及び④について

岡山商工会議所 Tel: 086-232-2266 岡山南商工会 Tel: 086-296-0765
岡山北商工会 Tel: 086-724-2131 岡山西商工会 Tel: 086-293-0454
赤磐商工会 瀬戸支所 Tel: 086-952-0323

■②について

岡山市 産業振興・雇用推進課 中小企業振興室 Tel: 086-803-1325

■③について

日本政策金融公庫 岡山支店
中小企業事業 Tel: 086-222-7666 国民生活事業 Tel: 086-225-0011

岡山市
HP

詳細は、岡山市ホームページをご覧ください

URL http://www.city.okayama.jp/keizai/sangyou/sangyou_00579.html

岡山市 平成30年7月豪雨 |

検索

